

2024 年 8 月 16 日

宅地建物取引事業者 各位

日神管財株式会社
東京都新宿区新宿五丁目 8 番 1 号
適格請求書発行事業者登録番号
T3011101015841

不動産取引に係る重要事項調査報告書等の発行手数料に関する 適格請求書等保存様式（インボイス制度）の対応について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023 年 10 月 1 日から開始された消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における不動産取引に係る重要事項調査報告書等の作成手数料につきまして、下記弊社対応方針をご案内申し上げます。

敬具

記

- 2023 年 10 月 1 日から 11 月 30 日までは請求書を一時的に発行しておりましたが、今後は重要事項調査報告書等作成手数料の領収書・請求書の発行はいたしません。作成手数料の振込明細票をもって領収書に代えさせていただきます。※2024 年 8 月 16 日より、発行手数料を変更いたしました。
- 振込明細書と補足資料の組み合わせをもって、発行手数料の適格請求書とします。**
- 振込明細票におけるインボイスの要件を満たす補足資料を、次ページにご用意しておりますので、保存をお願いいたします。

<適格請求書補足資料について>

【適格請求書記載要件と振込明細票、補足資料の対応表】

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ①適格請求書発行事業者の名称及び登録番号 | ：補足資料をご参照 |
| ②取引年月日 | ：振込明細票の振込日をご参照 |
| ③取引内容 | ：補足資料をご参照 |
| ④税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率 | ：振込明細票と補足資料をご参照 |
| ⑤税率ごとに区分した消費税額等 | ：補足資料をご参照 |
| ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 | ：振込明細票の振込人名をご参照 |

適格請求書補足資料(重要事項調査報告書等に関する発行手数料)

弊社 日神管財株式会社は、重要事項調査報告書等の発行手数料に関して、領収書を発行いたしません。
弊社は、発行手数料の振込時の控えと本補足資料の組み合わせをもって、発行手数料の適格請求書とします。

発行者	日神管財株式会社										
発行者住所	東京都新宿区新宿五丁目 8 番 1 号										
発行者の適格請求書 発行事業者登録番号	T3011101015841										
取引日	振込控えに記載された振込依頼日をご参照ください。										
提供サービスと 料金内訳	「重調・管理規約セット」を 1 部発行 単位:円 <table><tr><th>発行物</th><th>料金</th></tr><tr><td>「重調・管理規約セット」</td><td>20,000</td></tr><tr><td>税抜き金額合計(対象消費税率 10%)</td><td>20,000</td></tr><tr><td>消費税額(消費税率 10%)</td><td>2,000</td></tr><tr><td>税込み金額合計</td><td>22,000</td></tr></table>	発行物	料金	「重調・管理規約セット」	20,000	税抜き金額合計(対象消費税率 10%)	20,000	消費税額(消費税率 10%)	2,000	税込み金額合計	22,000
発行物	料金										
「重調・管理規約セット」	20,000										
税抜き金額合計(対象消費税率 10%)	20,000										
消費税額(消費税率 10%)	2,000										
税込み金額合計	22,000										
書類の交付を受ける 事業者	振込控えに記載された振込依頼人名をご参照ください。										